

新たに整備された市営住宅「古川団地2区」の入居者を募集します

申込受付期間 1月10日(火)～20日(金)

市営住宅の整備は、高齢社会に対応した住宅政策の柱として位置付け、市では平成16年度から「古川団地2区」の整備を進めてきました。

このたび、1月中に「古川団地2区」が完成しますので次のとおり入居者の募集を行います。



募集概要

- **申込受付期間** 1月10日(火)～20日(金)
- **申込受付場所** 市庁舎別館2階 建築住宅課
東予総合支所2階 都市整備課
丹原総合支所1階 建設課
小松総合支所3階 建設課
- **申し込みに必要な書類**
申込受付場所で申込書を配布しています。その他必要な書類については、配布時に説明します。
- **募集する戸数**
全戸数は60戸ですが、建て替えに伴う前居住者の再入居のため、今回の公募戸数は48戸の予定です。(下表参照)
- **入居の決定**
各型別(住戸タイプ)ごとの申込者の中から、抽選で決定します。併せて、空き住宅が生じた場合を想定して補欠入居者も決定します。
※補欠入居者の有効期間は平成18年3月31日までです。
- **抽選の日時・会場**
日時：1月31日(火) 10時
会場：市庁舎本館5階 大会議室
- **入居予定日**
入居決定後、すみやかに入居手続きを行い、平成18年2月中の入居を予定しています。

入居資格要件

資格要件は法令および条例等に規定しており、入居には、次の1～4すべてに該当していることが必要です。

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること(単身者向けに該当する場合を除く)。
※同居しようとする親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人および婚姻の予約者(3カ月以内)を含みます。ただし関係書類の提出が必要です。
※単身向けの入居申込者については、年齢制限(50歳以上)などの入居基準があります。
2. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
3. 入居申込者および同居しようとする親族の収入(公営住宅法に規定する月収)が、次の収入基準に適合すること。
一般世帯：月額20万円以下
裁量階層：月額26万8,000円以下
※裁量階層とは次に掲げる世帯です。
①入居者(世帯主)の年齢が50歳以上であり同居者のいずれもが50歳以上または18歳未満である方、②身体障害者、③精神障害者、④知的障害者、⑤戦傷病者、⑥原爆被爆者、⑦海外からの引揚者、⑧ハンセン病療養所入所者。
4. 市税等の滞納がないこと。

住戸タイプごとの募集対象世帯・戸数など

住戸タイプ	募集対象世帯・戸数	間取り	床面積	家賃
A 3～6階	一般世帯 23戸	3LDK	77.9～78.0㎡	34,400～73,600円
B 2階	老人同居世帯 4戸	3LDK	77.9～78.0㎡	34,400～73,600円
C 1階	車椅子対応(障害)世帯 6戸	2LDK	75.4～76.2㎡	33,300～72,400円
D 1～6階	老人夫婦世帯 10戸	2DK	57.9㎡	25,600～56,200円
E 1～6階	単身世帯 5戸	1DK	49.4㎡	21,800～47,900円
計(募集予定戸数)		48戸		

住宅の概要

団地名 古川団地2区
戸数 60戸
所在地 古川甲252番地5
構造 鉄筋コンクリート造・6階建
共同施設等 駐車場(60区画)、エレベーター、全戸バリアフリー仕様等



お問い合わせ先

- 市庁舎別館建築住宅課 住宅係 TEL0897-56-5151 内線2756
- 東予総合支所都市整備課 建築住宅係 TEL0898-64-2700 内線231
- 丹原総合支所建設課 都市計画係 TEL0898-68-7300 内線220
- 小松総合支所建設課 都市計画係 TEL0898-72-2111 内線335